

奈良県と奈良市とのまちづくりに関する包括協定書

奈良県（以下「甲」という。）及び奈良市（以下「乙」という。）は、奈良市内のまちづくりに係る取組みに関して、以下のとおり包括的な連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、奈良市内における持続的発展や活性化を企図したまちづくりに資するため、甲及び乙が相互に情報や意見の交換に努め、協働により取り組むことが可能な事項について緊密に連携し協力することを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、まちづくりに取り組む地区においてまちづくり基本構想を策定する。

（対象地区）

第3条 前条に掲げるまちづくり基本構想を策定する地区は次のとおりとする。

- (1) 奈良公園周辺地区
- (2) 八条・大安寺周辺地区
- (3) 大和西大寺駅周辺地区
- (4) 平松周辺地区

（役割分担）

第4条 甲及び乙の役割分担に係る基本的な考え方は次のとおりとする。

- 甲 地区のまちづくりに資する乙の取組みへの支援に関すること
地区内に甲が所管する社会資本の整備に関すること
地区内に甲が所有する公有地の利活用等に関すること
- 乙 まちづくり基本構想のとりまとめに関すること
地区と直接関わる取組に関すること
地区内に乙が所管する社会資本の整備に関すること
地区内に乙が所有する公有地の利活用等に関すること

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、そのいずれかから、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、協働による取組みに当たって知り得た情報を甲又は乙の承認を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならない。

（その他）

第7条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。


以上、この協定の締結の証として、本通2通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成27年 1月23日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県
奈良県知事

荒井正吾 

乙 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長

仲川哲 

市長の氏名の表示に関するガイドライン

市長の氏名の表示は、次のとおりとする。

1 「奈良市長 仲川げん」を使用する場合

市長の氏名は、2の場合を除き、「奈良市長 仲川げん」を使用する。

【対象となる文書】

(1) 対外的に法的な効果を伴わない行為に用いる文書（ただし、2の(2)の文書を除く。）

【例】

- ① 儀礼文書（書簡、あいさつ文、祝辞、弔辞、賞状、表彰状及び感謝状）
- ② 要望書及び陳情書
- ③ 資料の送付書、共催・後援名義の使用承認に関する文書、外部団体からの役員委嘱依頼に対する回答書等法的効果を伴わない通知文書、照会文書、依頼文書、回答文書（弁護士法、刑事訴訟法等の法令に基づく照会に対する回答を除く。）その他の一般文書
- ④ 市政の各種広報・報告刊行物

(2) 内部行為（行為の範囲が、市長が任命等を行う職員、行政委員会の委員、審議会等の委員等といった内部にとどまるもの）に用いる文書（ただし、2の(3)の文書を除く。）

【例】

- ① 諮問文書
- ② 審議会委員等に対する審議会等の開催通知
- ③ 採用、退職等に係る辞令
- ④ 通達

【その他】

- ① 記者会見、テレビ・ラジオ放送等、市長として市の紹介その他の広報・広聴活動を行う場合
- ② 全国市長会、奈良県市長会、中核市市長会等各種関係団体における登録名
- ③ 各種会議、イベントにおける参加者名

ただし、特定の相手に発する文書等で、当該相手から「仲川元庸」で表示

して欲しいと希望のある場合は、「奈良市長 仲川元庸」と表示して差し支えないこととする。（辞令のうち職員に関するもの及び市政の各種広報・報告刊行物は除く。）

2 「奈良市長 仲川元庸」を使用する場合

下記の文書については、戸籍上の氏名（仲川元庸）を使用する。

【対象となる文書】

(1) 対外的に法的な効果を伴う行為に用いる文書

【例】

- ① 契約関係文書
- ② 不服申立関係文書
- ③ 委任状
- ④ 証明文書
- ⑤ 議案書等の議会への提出文書
- ⑥ 達（命令等）
- ⑦ 指令（許可、補助金、認可等）……補助金の交付申請、その他金銭に係る相手方の申請に対して諾否の通知を行う場合
- ⑧ 告示
- ⑨ 条例、規則
- ⑩ 納税通知書、納入通知書等
- ⑪ 住民票の写し、戸籍謄抄本、所得証明書等
- ⑫ 法的な効果を伴う通知文書、照会文書、依頼文書、回答文書その他の一般文書等

(2) 対外的な法的効果の有無にかかわらず、公報に登載するもの

【例】

- ① 訓令甲

(3) 内部行為であっても、不利益処分等に用いる文書

【例】

- ① 辞令のうち懲戒、分限による処分辞令
- ② 審議会委員等の非常勤職員の解嘱状で、本人の意思によらず任期途中に解嘱する場合のもの